

令和5年9月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和5年9月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和5年9月25日(月)午後1時30分から午後1時45分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(13人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	本間 浩	委 員 :	4 番 :	南波 雅子
委 員 :	5 番 :	澁谷 和幸	委 員 :	6 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	9 番 :	藤村 信広	委 員 :	8 番 :	西奈美 公平
委 員 :	11 番 :	川上 勝之	委 員 :	10 番 :	忠 貞夫
委 員 :	13 番 :	馬場 勝	委 員 :	12 番 :	今井 輝子
			委 員 :	14 番 :	安城 守英

農地利用最適化推進委員(7人)

委 員 :	乙 :	17 番 :	小泉 正	委 員 :	中条 :	16 番 :	高橋 一栄
委 員 :	築地 :	19 番 :	小熊 威	委 員 :	乙 :	18 番 :	石栗 博美
委 員 :	黒川 :	21 番 :	今井 明	委 員 :	築地 :	20 番 :	浮須 宗之
				委 員 :	黒川 :	22 番 :	片野 賀津雄

4 欠席委員(2人)

委 員 :	7 番 :	田村 信秀	委 員 :	中条 :	15 番 :	佐藤 隆
-------	-------	-------	-------	------	--------	------

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第2号議案 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤利勝、参事：高橋知也、主任：奥村亮

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和5年9月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は13名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、3番本間浩委員、4番南波雅子委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、8月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>9月19日、9月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様にご覧いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、経営移譲により使用貸借権を新規に設定するものが1件、労力不足により貸借権を再設定するものが7件の、計8件であります。</p> <p>1番は、経営移譲により10年間の使用貸借権を新規に設定するものであります。</p> <p>2番から5番は、労力不足により認定農業者に8年間から10年間の貸借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は20,000円、またはコシヒカリ90kgから120kgであります。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>6番から8番は、労力不足により農業者に3年間から10年間の貸借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は15,000円、またはコシヒカリ30kgから60kgであります。</p> <p>第4号議案の利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、13番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る9月19日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、3班の委員3名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、経営移譲により使用貸借権を新規に設定するものが1件、労力不足</p>

	<p>により賃借権を再設定するものが7件の、計8件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたので、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第1号議案は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書3ページをお願いします。</p> <p>第2号議案は、農地パトロールにより耕作放棄地のB分類と判定された農地であります。</p> <p>1番から議案書5ページの18番までは、船戸地内の畑27筆、合計5,828㎡であります。</p> <p>いずれの案件も現況は原野化しており、農地への復元は困難であると考えられます。</p> <p>第5号議案は、農地法の対象となる農地ではないものと考えられることから、農地に該当しない「非農地」として判断し、ご提案いたしました。</p> <p>6ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、13番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は耕作放棄地のB分類と判定された農地であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「非農地」であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p>

	<p>以上で報告を終わります。</p> <p>議長 ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> <p>議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第2号議案について、事前審査委員長報告のとおり「非農地」として判断することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p> <p>議長 全会一致と認めます。 よって、第2号議案は「非農地」と判断することに決定いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和5年9月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
--	--

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和5年9月25日

議 長 _____

3 番 _____

4 番 _____